

うきは市告示第123号

令和4年第6回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和4年11月22日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和4年12月2日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君	高木亜希子君
高松 幸茂君	樋口 隆三君
組坂 公明君	佐藤 裕宣君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
熊懐 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	伊藤 善康君
野鶴 修君	江藤 芳光君

---

○12月5日に応招した議員

---

○12月6日に応招した議員

---

○12月7日に応招した議員

---

○12月14日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和4年12月2日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第9号1件、議案第58号から議案第76号まで19件、請願第4号1件、陳情第2号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第9号 専決処分の報告について(交通事故による和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第8 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度うきは市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第9 議案第71号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第73号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第75号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第60号 令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第61号 令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第62号 令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第63号 令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 請願・陳情の委員会付託(請願・陳情文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第9号1件、議案第58号から議案第76号まで19件、請願第4号1件、陳情第2号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 報告第9号 専決処分の報告について（交通事故による和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第8 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度うきは市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第9 議案第71号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 うきは市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第73号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第75号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第60号 令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第61号 令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第62号 令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第63号 令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

---

出席議員（14名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 榎藤 英樹君 | 2番 高木亜希子君 |
| 3番 高松 幸茂君 | 4番 樋口 隆三君 |

5番 組坂 公明君  
7番 竹永 茂美君  
9番 熊懷 和明君  
11番 佐藤 湛陽君  
13番 野鶴 修君

6番 佐藤 裕宣君  
8番 岩淵 和明君  
10番 中野 義信君  
12番 伊藤 善康君  
14番 江藤 芳光君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君                      記録係長 宮崎 恵君  
記録係 中村 菜月君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	竹上 欣宏君		

---

午前9時00分開会

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めておはようございます。ただいまから令和4年第6回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に9番、熊懐和明議員、10番、中野義信議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月2日から12月14日までの13日間としたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月2日から12月14日までの13日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

10月14日、森林・林業・林産業活性化促進議員連盟福岡県連絡会議総会及び林政セミナーが開催されました。

以下、各会議等が開催されておりますので、御報告申し上げます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本12月定例会は、条例の制定、改正や補正予算などに関して御審議をお願いするわけですが、9月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第9号1件、議案第58号から議案第76号まで19件、請願第4号1件、陳情第2号1件を上程いたします。

---

#### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和4年第6回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

早いもので、今年も師走となりました。議員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい状況かと思えます。振り返りますと、今年はロシアによるウクライナ侵攻、円安の影響等によるエネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある市民生活、事業活動に対する支援や新型コロナウイルス感染症に関する対応や対策に最大限注力しつつ、同時にウィズコロナの下での事業の実施や各種施策の取組に邁進してきた年となりました。

コロナ感染者数に関しましては、厚生労働省は全数把握の簡略化に合わせて、令和4年9月27日から都道府県のデータを一括して公表することになりました。厚生労働省発表のデータによりますと、我が国におきましては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年11月30日時点で2,479万3,166人が感染し4万9,644人の方がお亡くなりになられております。福岡県では、感染者117万3,227人、死亡者2,095人となっております。

感染拡大防止の切り札でありますワクチン接種に関しましては、浮羽医師会等の御協力の下、令和3年5月16日から接種を開始していきまして、令和4年12月1日時点で、うきは市民全体では1回目接種率が79.95%、2回目接種率が79.36%、3回目接種率が65.12%、4回目接種率が43.97%、5回目接種率が11.17%となっております。10月1日からは、オミクロン株に対応したワクチンによる接種を開始しており、市のホームページや防災無線を用いて市民の方々へお知らせをしていきます。また、生後6か月から4歳の乳幼児を対象とする新型コロナウイルス乳幼児接種につきましても、対象者に接種券と説明書等を送付しまして、11月15日から集団接種を開始しているところであります。今後も引き続き、市民の皆様の方

クチン接種が円滑に進むよう、最大限の取組に努めてまいります。

さて、日本の経済に関してであります。内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。11月15日に発表された令和4年7月期から9月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は、前期比マイナス0.3%、年率に換算するとマイナス1.2%となり、4四半期ぶりのマイナス成長となっております。新型コロナウイルスの感染第7波や物価高騰を受け、個人消費が大幅に鈍化したほか、輸入の急増等が影響したと見られております。

また、内閣府が11月24日に発表した現状の景気に関する政府の公式見解である月例経済報告によりますと、景気は緩やかに持ち直しており、先行きについては、ウィズコロナの下で、各種施策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしております。

このような経済状況の中、政府は本年9月、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に電力・ガス・食料品等、価格高騰重点支援地方交付金を創設することとしました。これによりますと、生活者への支援としまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯、子育て世帯への支援、消費下支え等を通じた生活者支援等が想定されております。また、事業者への支援としましては、医療・介護・保育施設・公衆浴場等に対する物価高騰対策支援や農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通や地域観光等に対する支援等が想定されております。

さらに10月28日には、物価高克服経済再生実現のための総合経済対策が閣議決定されました。この中で物価高騰、賃上げの取組としまして、電気料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置や、新しい資本主義の加速としまして、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠届時と出生届時を通じて、合計10万円相当を支援する経済的支援を一体として実施する少子化対策事業等が予定されております。

うきは市としましては、政府の動向を注視しながら、市民の皆様や市内事業者の方などに対する支援を引き続き行ってまいります。これら取組の実現に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様のお理解、御協力を賜りながら事業の推進を図る所存でございますので、引き続き、よろしくお願いを申し上げます。

これから年末年始を迎えるに当たり、議員の皆様におかれましては、何かと用務が重なり、公私とも多忙な毎日になろうかと思いますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件10件、予算案件5件、その他の案件4件と報

告1件となっております。

まず、報告第9号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした交通事故による和解及び損害賠償の決定について、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

議案第58号は、令和4年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する補正予定につきまして専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億2,423万2,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金1億5,450万円の増額補正を計上しております。

歳出は、民生費では社会福祉費1億5,450万円の増額補正を計上しております。

議案第59号は、令和4年度うきは市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,690万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億113万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市民税6,918万円、固定資産税2,399万2,000円、市たばこ税2,791万7,000円、国庫負担金1,898万4,000円、国庫補助金8,129万2,000円、寄附金1,216万1,000円、雑入3,393万6,000円、市債2,280万円の増額補正と、環境性能割交付金2,210万2,000円、県補助金8,532万1,000円、基金繰入金1億2,403万4,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、民生費では社会福祉費4,825万4,000円、児童福祉費2,830万円、衛生費では保健衛生費1,879万2,000円、教育費では小学校費2,780万5,000円、中学校費1,286万8,000円、災害復旧費では公共土木施設災害復旧費1,500万円の増額補正と、総務費では戸籍住民基本台帳費1,561万1,000円、農林水産業費では農業費6,713万5,000円の減額補正を計上しております。

議案第60号は、令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,943万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億704万8,000円とするものでございます。

歳入は、県補助金7,943万6,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、保険給付費では療養諸費3,983万2,000円、高額療養費3,899万9,000円、諸支出金では償還金及び還付加算金5,610万4,000円の増額補



正と、予備費5,492万6,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第61号は、令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,000万円とするものでございます。

歳入は、雑入88万7,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費89万5,000円の増額補正と、総務費では総務管理費8,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第62号は、令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第63号は、令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入の額に628万3,000円を追加し14億506万6,000円とし、収益的支出の額に4,643万5,000円を追加し13億4,890万円とするものでございます。並びに資本的収入の額に120万円を追加し6億9,647万4,000円とし、資本的支出の額に1,801万6,000円を追加し10億6,791万8,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業外収益628万3,000円の増額補正を計上いたしております。

収益的支出は、営業費用4,643万5,000円の増額補正を計上いたしております。

資本的収入は、企業債120万円の増額補正を計上いたしております。

資本的支出は、建設改良費1,801万6,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第64号は、うきは市道路線の認定についてであります。

うきは市道路線の認定1件について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号は、うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）の変更についてであります。

うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第66号は、うきは市立総合体育館の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第67号は、うきは市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてであります。

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により、手続等を行うために必要となる事項を定めるため、うきは市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定するものでございます。

議案第68号は、公益的法人等へのうきは市職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等へのうきは市職員の派遣等に関する条例を制定するものでございます。

議案第69号は、うきは市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ65歳とされることを踏まえ、うきは市職員の定年等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第70号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方公務員の定年延長に伴い、関連する条例を一括して整理するものでございます。

議案第71号は、うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第73号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第75号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これらいずれの議案も、令和4年度の人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

議案第76号は、督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

督促手数料を廃止するため、うきは市税条例をはじめとして関連する条例について、一括して条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

---

## 日程第6. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。令和4年第5回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、報告をいたします。今回は2件の調査を行っております。

まずは1件目、6次産業化に関する調査。

（1）日時、令和4年10月31日。

会場、長崎県大村市「おおむら夢ファームシュシュ」。

出席者、総務産業常任委員会7名、うきはブランド推進課1名、農林振興課1名、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター職員1名、議会事務局1名。

（4）調査の趣旨。

地域活性化や農家所得の向上に貢献し、6次産業化の先進的取組を行っている「おおむら夢ファームシュシュ」を訪問し、視察調査を行った。

（5）主な内容。

「おおむら夢ファームシュシュ」を運営している農業生産法人「有限会社シュシュ」の代表取締役、山口成美氏より説明を受けた。

衰退が懸念される地域を何とかしたい、高齢化も相まって、年々耕作放棄地が増え、若者の流出が止まらない現状に歯止めをかけたいとの思いから、地域の活性化に尽力している。平成8年、農家8名で「福重地区農業農村活性化推進協議会」を発足させ、ビニールハウスでの農産物直売所を開設。そして、平成12年に総事業費4億円をかけて農業交流拠点施設「おおむら夢ファームシュシュ」をオープン。従業員は70名で、8割が女性。女性の細やかさや様々なアイデアを生かし、POPデザインも自分たちで手がけている。シュシュとは、フランス語で「お気に入り」という意味で、今では年間49万人のお客様が訪れる施設となっている。

観光農業でお客様に感動を与えて、後継者に希望を与える産業にしていきたい。そのためには、夢のある農業を自分たちが率先して実践していくことが大事である。また、地域活性化を推進していく上では、農業・林業・水産業・畜産業が一緒に取り組むことで地域は発展すると考えている。お客様に来ていただく喜びに感謝しながら、地域が発展するよう、「年中無休」ではなく

「年中夢求」で（年中休みがないのではなく、年中夢を求めて）取り組んでいきたいと、山口氏をはじめとする農家の皆さんの熱い思いが感じられた。

シュシュの基本理念。

1次産業（農業生産）を基本とし、2次産業（加工）、3次産業（販売・サービス）の一貫性を確立した掛け算の6次産業を目指す。安全・安心・新鮮をモットーに旬の味を生かし、消費者の方々に感動を与え、地域の活性化とともに農業後継者の育成を図ることを目的とする。今後さらに「食と農」を主体としたアグリビジネスへの挑戦を続け、都市と農村の交流拠点施設の役割を果たす。

施設概要。

総敷地面積は1万5,000平方メートル。建物面積が、拠点施設が500平方メートル、直売所208.4平方メートル、ぶどう畑のれすとらん630平方メートル、洋菓子工房78.4平方メートル、収穫体験施設1,000平方メートル、加工所施設264.8平方メートル。

シュシュの取組。

直売所（新鮮組）、生産者・販売者・消費者の距離感が最も近い直売所を目指している。150戸の地元農家が毎朝新鮮な野菜、果物、花卉、大村湾の魚、手作りの加工品などを出荷しており、250種類もの商品が並ぶ。

パン工房、旬を大切に地元の野菜・果物を取り入れたシュシュならではの特色あるパン作りを心がけている。年間60から100種類のパンを月替わりで提供している。

ぶどう畑のれすとらん、地元農畜産物にこだわり、新鮮な野菜を使ったバイキングレストラン。結婚式や法事、各種宴会・イベントもでき、最大200名利用可能。

アイス工房、新鮮なジャージー牛乳をベースにしたアイスクリームと地元の旬の野菜や果物を使ったシャーベットを製造・販売。「君を愛す」などユニークな商品もある。

洋菓子工房、地元の野菜や果物を使用したスイーツを製造・販売。「ケッコウイケてるシュシュプリン！」が一番の人气で、平成19年に日本農業新聞一村一品大賞で金賞を受賞。

加工所、地域の農産物が四季を通して味わえるように、ジュース・ジャム・ドレッシング・タレ・ソース・ジュレへ加工。保存料を添加せず、素材を生かした商品づくりを行っている。生産者の思いが込められた農産物を有効活用し、新たな付加価値をつけることで農産物の消費拡大につながるよう取り組んでいる。受託加工も行っている。

手作り体験教室、子供から大人まで、幅広い層の方が体験に訪れる。安全・安心な農産物を使い、食の大切さを伝え、地域と連携した食農教育事業や婚活事業など幅広く行っている。

収穫体験、イチゴ狩りの体験は12月下旬から5月上旬まで。回転式のベンチ栽培を行い、車椅子の方や小さい子供でも収穫が楽しめる。ブドウ狩り体験は7月後半から9月下旬まで。梨狩

り体験は8月下旬から9月下旬まで。

農業塾、栽培指導、農機具の使い方、ブルーベリージャム作り、そば打ち体験など、様々な体験活動を通して、将来の農業者育成を目指している。

主な受賞歴。

全国地産地消活動優良表彰（交流促進部門）で農林水産大臣賞を平成19年に受賞しています。グリーンツーリズム大賞2009は日本一。第64回全国農業コンクール農林水産大臣賞を平成27年。全国直売所甲子園2015で優勝。農林水産祭天皇杯（多角化経営部門）で天皇杯を受賞しております、令和3年。

次に、質疑応答。主なものを挙げていますが、これは各自、目を通していただきたいと思えます。

（6）所見。

代表取締役社長の山口氏の説明を受けていて感じたのは、彼はエネルギーでスピード感があり、行動力とアイデアに満ちた人物であるということである。このようなリーダーがいたから、「おおむら夢ファームシュシュ」は大成功を成し遂げている。ちなみに彼は元農協職員であったということであった。

大村市でも農業は衰退し、後継者がいなくなる現状がある。それで自分たちの背中を見てもらい、本当に農業の後継者を育てたいという思いから、自分たちが今できることを必死に取り組んでいるということであった。6次産業化で農家の所得向上に努め、後継者を育成して地域活性化を成し遂げている。まさに手本にしたい。彼が6次産業化を一番分かりやすく説明してくれたのは、握り飯の例えであった。茶碗1杯の御飯は20円から25円であるが、これを握り飯にすると130円になる。なるほどと思った。それと、「加工場は造るな、経費がかかり過ぎる、外注がよい」、この2つのことが今回の視察で特に印象に残っている言葉である。

次に、2つ目の調査であります。個別施設計画に関する調査。

日時、令和4年11月16日。

会場、第1委員会室。

出席者、総務産業常任委員会7名、うきはブランド推進課2名、生涯学習課3名、建設課3名、議会事務局1名。

調査の趣旨。

令和4年8月の総務産業常任委員会閉会中において、公共施設等総合管理計画に関する調査を実施した。計画の詳細部分である個別施設計画について、今回は3つの所管課に絞り込み、現状及び将来の各施設の在り方に関する調査を行った。

調査の内容。

①長岩公園交流促進センター。本施設は、平成9年に「山村振興等農林漁業特別対策事業」を活用して建設・整備し、これまで運用されてきた。その間、当初の運営母体であった「長岩総合交流促進施設等運営組合」からほかの運営会社へ次々と変更され、平成31年度から、「NPO法人うきはのあん」が運営されている。現状として、木造建築物の耐用年数は24年であるが、現在25年目を迎えている。市としては、設備投資を抑えながら民間事業者等による運用も導入してきたが、収益が最初のように上がらず、近年のコロナ禍にあつては施設利用者が激減しており、今後の経営状況次第では、補助金返還等がないような払下げ等の運用も見据えている。これは後のほうのページに資料①としてつけておりますので、御覧いただきたいと思います。

次に主な質疑、意見ですが、これも各自、目を通していただきたいと思います。

次に、②文化財関連施設、体育関連施設、それにホール。

生涯学習課が管理する文化財関連施設、体育関連施設、ホールについては、総合管理計画で示した基本的な考え方を基に、個別施設（建物）ごとの具体的な対応について、「事後保全型」から「予防保全型」への管理へと転換し、予算の平準化とトータルコストの縮減を図るために必要な事項について定めており、施設ごとに今後の管理運営方針を示された内容について調査を行った。

文化財施設に関する資料、スポーツ文化振興係所管の建築施設に関する資料に示している内容について説明を受けた。これも後のほうの資料②-1及び②-2を御覧いただきたいと思います。

主な質疑、意見、これは各自、目を通していただきたいと思います。

ここで主な意見の中の1つとして、計画書の具体性がない。担当だけでなくトータル的にスケジュールを決めて取り組むべき。合瀬耳納トンネルができて車の量が増えた。その人たちに立ち寄ってもらうことも頭に入れてほしい。

③うきは市立公園条例に係る公園の管理、舗装個別施設計画。

市立公園に関するアンケートや議会からのいろいろな意見、要請に対する行政の取組方針を月に1回の割合で検討しており、公園に関する取組について、中間的な報告として説明がなされた。うきは市立公園（12公園）を現状分析し、存続と除外に分別方針を決定した上で将来の公園の管理上の目安を設定するもので、除外とされる公園についても一定の管理運営は行うものとしている。

また、道路舗装個別施設計画については、平成26・27年度に現状確認された調査を基に舗装計画が策定されており、その実施状況が説明された。「舗装個別施設計画」では、舗装計画の実施日が設定されているものの、既に過去の実施年で設定されているが、計画したものは最後まで実施するとしている。

次に、主な質疑、意見ですが、これは各自、目を通していただきたいと思います。

(6) 所見。

長岩公園交流促進センターは今年で25年目を迎えており、たとえ初期の段階で盛況を勝ち得ても、利用すべき人の集まりが現実期待されないほどいとすれば、事業の目的は達せられていないと考えるべきであろう。民間では考えられないと批判を受けるぐらい費用を使用し、目的を果たせなければ、補助金の返還を求められない範囲で、譲渡対応を検討すべきとの判断は決して批判されるものではない。

ホールに関しては、白壁ホールを維持するかどうかの意見は一切出されていない。かわせみホールの今後の取扱いについては、全体的に跡地利用を主眼とした意見構成が多い。現存するホールを早期に撤去し、浮羽町御幸の中心部における一体的な開発構想を検討すべきとの意見も強く出された。現状としてのかわせみホールの利用状況は、コミュニティー室、研修室、ホールとも利用者が多く、年間利用者数としても白壁ホールよりも多く利用されていることから、何らかの縮小した代替施設を検討すべきである。もし、かわせみホールの跡地に何らかの施設が利用できなくなれば、相当うきは市民の浮羽町に在住される方々に不便を感じさせる。そういう見地から判断すれば、おのずと結論が導かれるのではないだろうか。

建設課が管理するうきは市立公園は12公園を有し、存続される公園は7公園とし、除外とする公園は5公園として説明がなされた。ただし、除外された公園が管理されないということではなく、草刈りなどの回数が減るという認識としている。区分けされた公園がそのまま決定されたものではなく、今後の公園別管理状況の見直しへの意見も出されており、推移を見守りたい。また、公園の存続と除外という表現で公園管理を分別しているが、存続される公園に区別された公園全てが基準に合致されているのか、また除外された公園についても再検討の余地を残している。さらに浮羽町の中心部には公園がない、ゆえに公園を設置してほしいという市民の声に答えられていない点への考察がほしい。

舗装個別施設計画については、過去の調査により出されているが、実施予定の年度を既に過ぎており、その実施計画どおり実行されるのかが問われたが、遅れても完全に実施するとの回答が表明された。計画はしっかりと練り上げられ、実行に移されていると認識しているので、着実な実施と未実施が発生しないように確実な予算確保をお願いしたい。

以上で終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。6番、佐藤裕宣厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 令和4年うきは市議会9月定例会において閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

子ども子育て世帯への支援策に関する調査。

1から3までの調査期日、場所、出席者については記載のとおりでございます。

4、調査目的。

少子高齢化、人口減少が加速する中で、人口減少対策として一番の課題は、いかに若年層、特に子育て世代の流出を防ぐかであると当委員会は考える。そこで、子ども子育て支援の取組を先進的に行っている島根県吉賀町と邑南町の、その取組と成果について視察研修による調査を行った。

5、調査内容。

まず初日に伺った吉賀町では、冒頭「前町長の子どもは国の宝、町の宝という強い思いがあつて、子どもの健やかな成長を保障するために、町もできる限りの支援をするべきだと言い続けており、このような視点から、子どもの健やかな成長を保障する吉賀町の子育て支援の取組が始まった。町長は代わったが、引き続き、その取組は継続している」との担当者の言葉があつた。

具体的には、子育て支援3本の矢として、子育て世帯の負担軽減のため、保育料・高校までの医療費・給食費の完全無償化を平成27年度から段階的に実施している。また、子育て世帯包括支援センターは、国の指針、令和2年度末を2年半前倒しして平成29年4月に設置、保育士、助産師、臨床心理士を配置して、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援をテーマに子育て支援に当たっている。また、ほかにバースデープレゼント事業として1歳・3歳・5歳の誕生日に3,000円の絵本引換え券、小・中学校入学お祝い事業として制服代の補助、小・中・高校の民間交通機関利用者に交通費の補助を行うなど、きめ細かな支援も行っていた。アンケート調査で多かった公園を造ってほしいという保護者からの要望に対しては、大規模な予算が必要であることから、町内4つの保育所に遊具整備のための補助金を交付し整備してもらい、園庭を「ぴよぴよ広場」としてフィールドマップを作って休日開放している。保護者からの評判はよいとのことであった。

施策の効果であるが、町の人口減少が続く中、幼児人口についても平成17年以降、約10年間は減少傾向にあつたが、保育料を平成26年度から段階的に、27年度からは完全無償化を実現したことにより、平成28年度からは増加に転じている。放課後児童クラブについても完全無償で、小学校全児童に対するクラブの登録率は、平成22年度から毎年上昇している。このこと



により、母親の出産後早期就労が可能となり、町内全体の労働力不足を解消している効果もあるとのことであった。

2日目は、同じ島根県の邑南町役場を訪問し、担当課長に話を伺った。平成16年に2村1町による合併を行ったが、合併当時、約1万3,000人の人口が平成22年までに1,000人近く減少し、それに歯止めをかける対策として、平成23年に「日本一の子育て村構想」を策定、構想期間を10年間とし、0歳から18歳人口を1,800人と定め、「地域で子育て」をキーワードに住民、地域、行政が一体となった取組を意識し、事業を展開してきたとのことであった。

邑南町の特色としては、0歳から中学校卒業までの医療費無料、また公立の救急病院「邑智病院」があり、診療科目は内科や外科等の合計9科、小児科医・産婦人科医が常勤で安心して出産できる環境など、医療体制の充実が印象に残った。また、吉賀町と同様、町内に高校は県立高校1校のみで、「町内唯一の高校の維持は町の命題」との考えの下、高校に対する支援も手厚いものとなっている。

支援策としては、①通学支援（通学支援便の運行、定期券の購入助成）、②補習授業の講師に現役東大生（オンラインで行う東大ネット）、③寄宿舎の整備、④町外の寮生が病気をした場合などに、町民がボランティアで通院を支援する町外生の通院支援などを実施しており、その成果として、定員割れが続いていたが、令和2年度以降、3年連続志願倍率1.0倍以上を維持している。添付の資料を見ても分かるとおおり、この「日本一の子育て村構想」により、明らかに人口動態に好影響を与えていることが分かる。

資料を添付しておりますので、御覧になっておいてください。

それから、主な応答、質疑は以下のとおおり抜粋しております。これも御覧になっておいてください。

最後に所見でございます。6、所見。

今回、視察に伺った吉賀町、邑南町、両町とも人口規模はうきは市よりも小さいが、山林が多く、農林業が基幹産業であるという点では、うきは市とよく似ている町だと感じた。また、人口減少、少子高齢化が最大の課題で、その波を何とか食い止めようと懸命になっているところは全く一緒である。どういう施策によって人口減少の波を止めるか。それは、「前町長の思いからこの取組が始まった」との冒頭の吉賀町担当者の言葉にあるとおおり、トップの判断によるところが大きい。どういう施策がいいか。人口や予算規模の大小など町の特性もあるし、住民の満足度という点も大きな要素であるので、そこに明確な答えはないのだろうとは思う。

ただ、国勢調査で人口動態の結果は出る。吉賀町、邑南町とも人口減少の波は止められない。しかし、子ども子育て支援の施策でその波を緩やかにすることには成功している。うきは市はどうだろうか。将来像を「うきはブランドを絆で結ぶ 幸せ彩るうきは市」と定めた総合計画の下、

国の地方創生事業を積極的に活用した様々な施策を行ってはいるが、急激な人口減少の波は止められないでいる。「子どものいないところに地域の発展はない」、邑南町の担当者の言葉だ。いま一度、特に子育て世代や若い世代の移住・定住を促進するため、この世代にうきは市をどうアピールしていくかという視点からの、うきは市独自の戦略を立てることが行政に求められているのではないだろうか。当委員会としても、今回の視察で両町に伺ったことを参考に今後調査を継続し、政策提言を行っていきたいと考えている。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお帰りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

---

#### 日程第7. 報告第9号

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、報告第9号専決処分の報告について（交通事故による和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、おはようございます。企画財政課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第9号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和4年11月11日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

2ページを御覧ください。

専決第8号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和4年11月11日。うきは市長高木典雄。

続いて、3ページでございます。交通事故による和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

事故の発生日時は、令和4年10月17日月曜日の13時でございます。

事故の発生場所は、福岡県庁の地下駐車場でございます。

事故の概要につきましては、企画財政課の職員が公務のため福岡県庁を訪れた際、地下1階駐車場において、公用車を後退し駐車させる際に、後方確認が不十分であったため、左方駐車スペースに無人駐車中の車両右前ドア部に公用車の左後部を接触し、破損させたものでございます。

相手方は、記載のとおりでございます。

和解の内容についてでございます。うきは市の損害額が3万317円、相手方の損害額が10万1,075円で、いずれも車両修繕料となっております。損害の内容としましては、うきは市が車両の左後部破損、相手方が車両右前ドア部破損。責任の割合は、うきは市が100%となっております。損害賠償額及び決済方法につきましては、うきは市が相手方に対し、損害額10万1,075円を支払う。今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わない。

以上の内容で和解をいたしております。和解の成立が令和4年11月11日になりましたので、同日付で専決処分を行わせていただきましたものでございます。当課の職員がこういった事故を起こしてしまったことにつきまして、相手方、そして関係者の皆様に大変御迷惑をおかけしました。深くおわびを申し上げます。今後、職員の安全運転の意識向上に努め、再発防止に取り組んでいく所存でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませぬか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 1点だけ、確認をさせていただきます。

最近事故が多いということがありますので、ぜひ御注意、全職員ともに、お願いしたいと思っております。

私がちょっと聞きたかったのは、金額の正当性についてどのように検証されているのか。要するに、相手方から請求が来た金額関係を、どのようにその金額が妥当なのか、確認されているか、確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。私のほうからも重ねて、関係者の皆様方におわびを申し上げたいと思っております。

この和解につきましては、私ども損害賠償の会社のほうに和解の関係につきましては全面的に依頼をしております。そういった方々、それから先方もそういった損害賠償の保険会社のほうに委任をしております、そちらの保険会社同士で交渉しております。一般的な、そういう事故等の一般的な例に基づいて、妥当とされるものになっていると思っております。また併せまして、

修理に関する業者の見積り等も勘案しながら、適切な価格を定めたものと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

毎回、多くの職員さんが動かれるわけですので、交通事故を起こしたり起こされたりというのは防げないのかなとは思っておりますが、この今回の事故に関して、各課でどのような論議——指導といいますか、がなされたのか、具体的にお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 具体的な論議がどのようにあったかという御質問でございます。

まずは、全員協議会の中でも御説明いたしましたとおりに、直近の管理職会議の中で、こういった事故があったということで、特にいろんなこういう、相手が止まっている状況に限らず、例えば、交差点などでの事故が非常に多いということもございましたので、いろんな事例を踏まえまして、特に交差点等に関する事故の図式といいますか、そういったものの専門書のほうを、図式されたものをコピーいたしまして、それを管理職会議の中で共有いたしまして、あとは申し訳ございません、各課のほうでその内容を見てほしいということで、具体的にどういった話合いがあったかということまでは承知しておりませんが、そういった認識でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） やはり起こされた事故については、じゃあ、話合いを十分していただきたいというか、管理職会議で出されたものを、なるほどというわけでは防げないんじゃないかなと思っております。したがって、じゃあ、総務課ではどのような論議でどのような意見が出たのか、具体的にお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 私どものほうでは、いわゆる図式されました、例えば、交差点の中でどういった事故が多いか。全体の事故の中でも、やはり交差点での事故が多い。じゃあ、そういうときにどういう事故が多いかというところを、図式を基に職員のほうに提示をしたものでございます。特に意見としてはございませんでした。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 一番基本といいますか、中心となる総務課で意見が出ないということであれば、やはり単なる連絡で終わってしまうんじゃないかなというふうに心配します。以前、車を頭から突っ込んでいて、出るときの事故があったということで、それ以降は、頭じゃな

くてお尻のほうからするような状況が、多分、市役所の中で共有されたというふうに思うんですよ。ですから、今回の事故も多いと言えれば多い事故だと思いますので、やはりその辺を具体的に話し合っ、またそのことを各課で話し合った意見を集約していけば、もう少し事故防止につながると思うんですが、意見が出なかったということと、今後出ている各課の意見を集約して共有される考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 議員おっしゃいましたように、例えば駐車する際にバックで駐車するというような意識、これにつきまして、今回のケースもいみじくもバックしている状況で接触したわけではございますけれども、いろんなケースで、やはり事故というのは起こる可能性がございます。そういったものにつきましては、やはり今後も管理職会議等の中で共有いたしまして、必要に応じては意見の吸い上げというようなことも行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 車が何年式かは分かりませんが、今の車は10年ぐらい前から、センサーがついてバックとか当たりそうときですね。前も一緒ばってん、フロントも。ブザーが鳴るですね、ピピピピ。そういったものはついてない、もう古い車ですか。10年ぐらいまではついとるち思うばってんか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） ちょっと年式については今、手元に資料ございませんが、そういった装置についてはついてないものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ということは、かなり古い車という判断でよかですかね。そういったのは、最近はほとんどついとるですよ、どの車に乗っても。かなり頑張って古い車を使用しているのかと思いますが、そういったものがついてれば、そういう事故は多分起きなかったんじゃないかと個人的には思います。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 公用車につきましては、なるべくやはり経費等を抑える意味もございまして、なるべく、言葉は悪いですが、だましだまし使っている号車もございます。計画的には新しいものに計画性を持って交換する、もしくはリースに交換するというようなことを行っておりますけれども、その中でそういった衝突防止の機能などということが、予算との兼ね合いもございまして、そういう装置を備えたものがリースなどにあるようであれば、そういった

たものも含めて、リースが可能かどうかも含めて検討の材料としてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 1点だけお尋ねいたします。

今回の損害賠償事件は、職員の皆さんの100%ということで、過失割合が100・0という、こういう案件でございます。そうなりますと、本人に対する処分等の対応というのが体制的にあるのかどうか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 最終的にはそういう事故が相手方に及ぼす影響、それから世間に及ぼす影響などを加味するところはございますが、まずもって幸いにも今回人身ではございませんので、そういった処分については予定しておりません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 一応処分がどうこうということではなくて、やはりそういう100・0というような事故というのは本人の過失が非常に重要というふうに思いますので、そこは、努力義務というのは当然あってしかるべきかなと、そう思いますので、そういう反省文を本人さんに書いていく中で、二度と事故を起こさないという自覚というのを求めていくべきではないかと思っておりますので、そういう、極端に言うとおかしいでしょうけど、始末書なり反省文なり、提出を求めるというぐらいはされてはどうかかと、提案でございますけど。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） そうですね。事故が発生しました際に事故発生届を関係者から出してもらいます。その際に本人からは、本人の運転に責任がある場合につきましては始末書という形で、どういった経緯で事故が起きたか。今後どうするのか、どういったところに気をつけるのかといったところを記載させて、決裁回すような処理をしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかに。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ。公用車を使うときと公共機関を利用するの、何か判断基準とか取決め等があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 特に明確な基準等は設けておりません。例えば、少人数で公用車を長期間とか独占するようなケースにつきましては、公共機関を促すこともございますし、まずは、

例えば福岡市の中心地に出張であるといったときに、本人の運転技量などを加味して公共機関で行きたいというお話もあつたりいたしますが、明確な決まりというものは設けておりません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今回の事故は後方確認があまりよくなかったということで、多分、僕は1人で行かされているのかなと。2人やったなら、1人は降りて見るんじゃないかなと。事故防止につながってたんじゃないかなと。そういったのも、運転手だけの問題としてではなくて、1人で行くときは、県庁といったら基本的に高速道路と都市高速を使うと、公共機関でも時間があればいいんじゃないかなと思いますから、そういったのも、車の運転の経験歴やらもいろいろあろうと思いますけど、やっぱり事故防止の観点から公共機関を使うと。県庁やら行くといったらすぐ近くですから、そういったのも検討すべきだろうと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 自治体によっては、公共交通を利用して出張するケースが多いところもあるかなと思いますが、うきは市の場合、やはり利便性というよりも業務の効率化という点からは、公用車の利用というのはやむを得ない状況ではないかなと思っておりますし、1人で行く出張も当然あり得るのかなというふうに思っております。その辺りは、今後ともそういう認識の下で、特に交通事故等には注意をするように今後とも指導してまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号の報告を終わらせていただきます。

ここで暫時休憩します。10時30分より再開します。

午前10時20分休憩

-----  
午前10時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

審議に入ります前に報告をしておきます。学校教育課長が公務のため退席しておりますので、御報告を申し上げておきたいと思っております。

---

## 日程第8. 議案第58号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、議案第58号専決処分の承認を求めることについて（令和

4年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 議案書の4ページをお願いいたします。朗読します。

議案第58号専決処分の承認を求めることについて。

令和4年度うきは市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

5ページをお願いします。

専決第7号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和4年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めること。令和4年11月4日。うきは市長高木典雄。

続いて、補正予算書をお願いいたします。1ページでございます。

専決第7号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度うきは市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億2,423万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年11月4日。うきは市長高木典雄。

今回の補正予算は、11月4日の全員協議会で御説明申し上げましたように、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円を支給するものです。

11月中に確認書を発送し、12月中に支給を開始する必要があることから、地方自治法第179条の規定により、やむを得ず専決処分を行ったものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。10ページをお願いいたします。

3款1項12目臨時給付金事業費1億5,450万円の増額補正です。内訳は、1節、会計年度任用職員の報酬50万円、4節共済費の5万円などの会計年度任用職員の人件費。そして3節職員手当等は、職員の時間外勤務手当の分が30万円でございます。それから需用費については、消耗品等で30万円、11節が通知等の経費として135万円、12節はシステム改修委託料として100万円、そして18節が先ほどの給付金、1世帯当たり一律5万円分の給付金で1億5,100万円を計上させていただいております。

続いて、11ページをお願いいたします。給与費明細書関係でございます。

こちらは会計年度任用職員以外の、いわゆる一般職員の分となります。給与費のうち職員手当、



先ほど言いました時間外勤務手当分を30万円増額して、給与費合計としまして17億369万9,000円になるものでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

こちらは会計年度任用職員の分になります。報酬50万円、そして共済費5万円を増額し、合計55万円増の、合計額として5億7,505万7,000円となるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。歳入でございます。

15款2項2目民生費国庫補助金1億5,450万円で、全額国庫補助金となります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今回の給付についてですけれども、電力、ガス、食料品などの高騰を踏まえた家計への負荷を一時的にも軽減が図られるということでもありますので、生活支援対策として有益だと判断して、給付事業には同意することを前提としますけれども、課題はあるかというふうに思いますので、幾つか確認をしたいというふうに思います。

今回の給付については、支給対象の世帯数が2つあるかと思います。1つは、市民税の均等割が非課税である世帯と、それから、この非課税に相当する所得に変化した家計急変世帯ということになるかと思います。

そこでお尋ねをいたしますけれども、1つは専決だということでもありますし、プッシュ型給付ということでもありますので、対象者についての確認書について、いつ発送したのかということと、併せて非課税世帯にも幾つかの世帯があるかと思います。子育て世帯だとか、あるいは高齢者の世帯であるとか、そういったところの世帯の累計というんですかね、何世帯に発送されたのか、確認をしたいというのが1点目です。

2つ目には、市民税については均等割と所得割がありますけれども、うきは市についてですけれども、非課税になる限度額がそれぞれ設定されていると思いますけれども、均等割と所得割の世帯人数別にそれぞれの限度額が設定されていると思いますけれども、扶養があるなし、扶養が1人、2人、3人とかというふうにあるかと思いますが、それぞれの限度額とその差額について確認をしたいというふうに思います。

それから3点目ですけども、今回は11月4日の全員協議会の場で、全体で3,020世帯ということで、非課税世帯が3,000世帯と家計急変世帯が20世帯ということになっておりますけれども、均等割が非課税の世帯になりますけれども、所得割、非課税の世帯は対象とらないという認識で理解しておりますけれども、所得割の非課税の世帯数については、分かれば教えていただきたいというふうに思いますので、確認したいと思います。

それから4点目が、今回の申請期限についてでありますけれども、たしか令和5年1月31日までというふうに言われていたというふうに記憶しておりますけれども、内閣府からの通知が送られておまして、基本は令和5年1月31日ということでありまして、これを各自治体で判断しても構わないというふうなことになるかというふうに思います。というのは、今回、具体的にこれから専決として、12月31日までに給付が終わるようというふうになっておりますけれども、期間が極めて短いというふうに思っているんです。そういう意味では、その辺の判断を、1月31日というふうに判断を決めたということでしょうか、その辺のところは承知した上で、そういった申請期限を設けておられるのかどうか、確認したいと思えます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦でございます。

まず発送日につきまして、11月30日に2,777件を発送しております。

子育て世帯、高齢世帯等の内訳ということですが、そういった区分での集計はしておりません。現在3,000世帯のうち、生活保護の世帯で325世帯、独り親の家庭で255世帯等を見込んでおります。

市民税の非課税の限度額ということでございます。

うきは市の部分で単身または扶養親族がない場合の非課税相当限度額、給与所得の収入のベースでございますが、単身の場合は93万円以下、所得割が課税されるものにつきましては100万円、扶養親族が2人の場合の非課税相当は137万8,000円、所得割が課税されるのが157万円程度。扶養親族2人の場合が、非課税168万3,000円、所得割が課税される限度として256万円。扶養親族3名の場合、非課税限度額収入が209万9,000円、所得割課税が357万円を超えると課税されます。扶養親族4名の場合が、249万9,000円が非課税相当額、所得割課税されるのが307万円程度となります。差額につきましては、すみません、計算をしていただければと思います。

所得割非課税の数ということでございます。

今回、非課税世帯の見込みで3,000世帯、均等割のみ世帯が730世帯を見込んでおります。この部分が、所得割が非課税のもの数になると考えております。3,730世帯と見込んでおります。

申請期限が1月31日と定められております。おっしゃるとおり、内閣府の通知で1月31日であるが、各自治体で判断しても構わないということですが、便宜上1月31日と定めておりますが、それ以降も随時受付を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 分かりました。いずれにしても11月30日で2,777件ということですね。いずれにしてもそういう意味で言うと、年内にどの程度返ってくるかというのを確認しながら作業することになるかと思しますので、また確認をしていきたいというふうに思います。

私が今申し上げた前段の話は数値の確認だけでありますけれども、この非課税世帯の給付については、このコロナの関係でずっと何度か行っているわけであります。その状況について確認を改めてしたいと思います。

令和3年度に同じく1世帯10万円という給付があったというふうに思います。そのときの当初の設定された世帯数と、実際に給付された世帯数というのが分かるかどうか。というのは、確認書の返送がどのようになっているかということを確認したいということです。今回のところでどういう動きになるのかも含めて検証したいというふうに思いますので、その世帯を確認したいと思います。

それから、返送がない場合、あるいは支給を希望しないという事例があるかと思えますね。そのくらいの過去にあった件数ってどの程度あったのかを、相手の確認書が返ってきて確認できている分について、件数が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それから3点目には、意思の確認ができない場合があるかと思えます。ただ単に返ってこないということもあるだろうし、そもそも例えば認知症で意思の確認ができないとかということもあるだろうと思えます。そういった方々に対してどのように対応しているのか、現状についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、3点です。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 令和3年度に非課税世帯への10万円を給付いたしました。予定では3,630世帯の見込みとしておりました。令和3年度で1,993世帯に給付、繰り越した分で709世帯を11月末まで、合計2,702世帯に支給決定をしております。

その今言った数とは別に受け取らないという申出をされたのは7件ございました。

受給意思の確認ができない人についてどのようにするかということでございます。受給者とは別に代理人で請求ができる、記載できる欄を設けておりますので、代理人が請求できるようになっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そうすると、過去の例で言えば74%ぐらいということになりま

すね、給付実績という意味です。

それから、代理人の記載でその中には含まれている方がいると思いますので、その数が分かればちょっと教えていただければありがたいと思います。

それで最後になりますけれども、国からの受託事務としてやるわけですので、今回改めて均等割非課税世帯という基準になりますけれども、11月4日の全員協議会でも申し上げましたけれども、対象について拡大してほしいということについて改めて申し上げたわけですが、今回補正予算として出されている部分もありますので、それはそれとしてありますけれども、引き続き今言ったような対象をどのように拡大していくのかというのは、各自治体の基準額が違うということ、例えば、隣の自治体との関係で言えば、基準額そのものも違うし、それから扶養に対する金額も、金額的には違う状態があるんですね。そういう意味では、十分にその辺のところを推しはかった、ただ単に国が行うことだから関係ないということじゃなくて、その自治体に住む住民にとって、今回のような急激な物価高騰及び生活が逼迫するような状況になっている中でどう救っていくのかということが大きな課題だというふうに認識しておりますので、引き続き、この辺については御配慮いただけるように重ねてお願い申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 代理人が請求された数ということでよかったですでしょうか。すみません、その数については把握がまだできておりません。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず1点目は報酬、職員手当であります。報酬は何人分で何か月を考えてあるのか。

2点目は、職員手当の時間外手当は何人分の何時間を考えてあるのか。

そして3点目が、通信運搬費が100万円ということですが、3,020世帯とすると450円近くなりますが、その内訳を。

そして最後に、システム改修料が今回も100万円かかっていますが、その契約先と、これは近隣市町村でもやはりこのくらいの金額がかかっているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 会計年度任用職員につきましては、4か月程度と考えております。

時間外手当につきましては、ちょっと資料が。

○議長（江藤 芳光君） 何人分かというのは。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 会計年度任用職員は1名でございます。

時間外手当につきましては、事務に係るのが11月からおおよそ2月までと考えておりますので、その分の時間外手当でございます。

通信運搬費の1件当たり450円ということでございます。郵便代で3,020世帯、こちら3回発送をするようにしております。多めに、再通知なども含んで多めにしておりますので、その分で3,500通程度を3回、確認書発送と決定通知で合わせて6,500通、返信用の費用として3,500通、それぞれ100円で算定しております。

システム改修の契約先につきましては、行政システム九州が大本のシステムをしておりますので、そちらに契約をしているところでございます。

システム改修費の金額の妥当性ということでございますが、すみません、近隣等はちょっと比較をしておりませんので、その辺の部分はお答えできないところです。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 最後のシステム改修料につきましては、それぞれの自治体の給付人数にもよるのかもしれませんが、ぜひ検討していただきたいと思ひますし、これは随意契約、それとも入札契約どちらだったのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 現在利用しておりますシステムを改修する必要がございますので、随意契約で契約を行っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号は承認することに決しました。

---

## 日程第9. 議案第71号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、議案第71号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。お手元の議案書46ページを御覧ください。

議案第71号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

うきは市市議会のこちらの条例につきましては、47ページにかけて記載をしております。本件につきましては、令和4年度の人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県、それから近隣市の給与改正の状況を勘案しながら、うきは市議会議員の期末手当の支給率の改正をするものでございます。特別職に関しましては、総務省通知におきまして、特別職の期末手当についても国の指定職員の期末手当に準じて所要の措置をすることが適当であると示されているところでございます。人事院勧告におきまして、指定職、いわゆる議員の皆様、それから特別職につきましても、期末手当を0.05月引き上げる勧告が出されておりますので、人事院勧告の趣旨それから県、近隣市の状況等を総合的に判断いたしまして、期末手当支給率を0.05月引き上げまして、年3.25月から3.30月に改定をするものでございます。

資料、お手元47ページを御覧ください。

第1条につきましては、令和4年度において、12月期に支給する期末手当の支給率を1.625月から1.675月に改めるものでございます。

続きまして、さらに第2条は、令和5年度以降におきまして、0.05月の引上げ分を平準化いたしますために、第1条で改正をしました6月期、それから12月期それぞれに1.675月を1.650月に改めるものでございます。

附則に関しましては、この条例の施行期日を定めるものになっております。

続きまして、新旧対照表のほうは47ページになります。47ページを御覧ください。

47ページでは、令和4年12月期の期末手当の支給率の内容を記載しております。

続きまして、48ページにつきましては、令和5年度以降の内容を、支給率を記載しているところでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先ほど総務課長が言われました総務省の通知、あるいは指示というような話だったと思いますが、それはいつ出されて第何号かが分かればお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 平成14年10月18日付の通知でございます。確認しますところ、特に番号など等は、記載はちょっと確認できておりません。申し訳ありません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第71号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は可決することに決しました。

---

#### 日程第10、議案第72号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、議案第72号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、お手元の議案書48ページを御覧ください。

議案第72号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関するものでございますが、こちらにつ

きましては、49ページにかけまして記載をしております。この案件につきましては、先ほどの議案第71号と同様に、令和4年度の人事院勧告を踏まえるとともに、県や近隣市の給与改定の状況を勘案しながら、特別職の職員の期末手当の支給率を改正するものでございます。改正内容につきましても、議案第71号と同様でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号については委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は可決することに決しました。

---

### 日程第11. 議案第73号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第73号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、議案書50ページを御覧ください。

議案第73号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらにつきましては、資料お手元57ページにかけまして記載をしております。

令和4年8月に人事院が行いました本年度の国家公務員給与改定の勧告は、国家公務員の期末勤勉手当につきましては、民間の支給状況を反映して、支給月数を一般職員について0.10月分、



それから再任用職員につきまして0.05月分引き上げることとし、本年度は12月期の勤勉手当を引き上げまして、令和5年度以降は引上げ分を平準化するため、6月期と12月期の期末手当をそれぞれ一般職員については0.05月分ずつ、それから再任用職員につきましては0.025月分ずつ引き上げることとされたところでございます。

また月例給につきましては、民間給与との格差が921円、パーセントで0.23%であり、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒初任給を3,000円、それから高卒の初任給を4,000円引上げ、これを踏まえて20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの職員が在職する号俸についての改定となっております。平均改定率につきましては、全体で押しなべますと0.3%の引上げでございます。

本市におきましては、人事院勧告の趣旨、それから県、近隣市の状況等を総合的に判断いたしまして、人事院勧告のとおり期末手当の支給率を引き上げ、それから給与表の改定、こちらを行うことといたしたいと思っております。また、併せまして、今般多発しております災害等によりまして、平日深夜に勤務を行いました管理職に対しまして、管理職特別勤務手当の支給を可能とするという改正を行うことにさせていただきたいと思っております。

改めて、議案書の51ページからの第1条で規定をしている内容につきまして御覧いただきたいと思えます。

51ページ、こちらにつきましては、大きく改定内容で2点ございます。

1点目が、先ほど申し上げました月例給につきまして、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸についての改定となるものでございます。

2点目が、勤勉手当の引上げの改定でございます。併せて、勤勉手当の支給に係る文言修正を行っております。

続きまして、議案書の56ページからの中段になりますけども、56ページを御覧ください。

56ページ中段からの以降でございますが、条例案第2条で規定しておりますのが、令和5年度以降分に係る改定内容となりまして、こちらにつきましては、大きく申し上げますと2点ございます。

1点目が、先ほど申し上げました管理職特別勤務手当に関する改正となります。

もう1点、2点目が、令和4年度の勤勉手当の引上げ分を平準化しまして、6月期と12月期に振り分けるものでございます。

ここからは新旧対照表を使って説明をさせていただきます。まず、新旧対照表51ページを御覧ください。51ページでございます。

51ページ、第21条第1項につきまして、勤勉手当に関する文言修正を行うものとなっております。また、第21条第2項におきまして、人事院勧告と同率の引上げの改定等の提案をさせ

いただいているものでございます。

続きまして、新旧対照表の51ページから60ページにかけて表がございますが、別表第1に人事院勧告等を踏まえた改定後の給与表、給料表を掲載しております。

以上が、議案書の51ページからの改正条例案第1条に係る内容でございます。

続きまして、61ページからでございます。新旧対照表は61ページをお開きください。

こちらにつきまして改正内容を申し上げますと、第18条の2、その第2項につきまして、先ほど申し上げました平日午前0時から5時までの勤務を行った管理職に対して、管理職特別勤務手当の支給を可能とする改正となります。また同条第3項では、管理職特別勤務手当の額につきまして、国家公務員に準じて定めるものとしております。

続きまして、その下、第21条でございますけれども、令和5年度の勤勉手当の支給率について、引上げ分について6月分と12月分に平準化する内容でございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書の57ページから附則がございます。こちらにつきましては、今回の改定に係る施行期日等について定めているものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 近日中の物価高騰により、給与改定そのものに反対するわけではありませんが、2点お尋ねいたします。

4月以降、様々な窓口で職員と出会ったんですけれども、半年以上過ぎますと、何か代わられた方がおられます。それは議案第75号のほうに関係するかもしれませんけど、現状、中途退職者とか、あるいは病休者という方はどのくらいおられるのかというのが1点。

それから2点目が、管理職特別手当が4,000円から8,500円に上げたいということなんですけど、これは近隣市町村も一律そのような8,500円という金額になるような取組がなされているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） まず1点目の御質問でございます。病休者等の人数等につきましては、申し訳ございません。ちょっと今、手元に資料がございません。これとは離れますが、一般質問等でも御質問もいただいておりますので、もしよろしければ、その際にお答えできればとは思っております。

それから、先ほどの8,500円の上限についてでございますが、こちらにつきましても国家公務員の規定に基づくものでございまして、近隣につきましても同様の規定をしているものと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それぞれの課によって勤務体系とか、今は予算、決算で2階の電気が赤々となっているので、企画財政課と建設課だろうなと思っているわけですがけれども、この特別手当を国家公務員と同じように上げなければならない必要性を、もう一度丁寧に説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 必要性といいますと、特に私どもの想定しておりますのは災害でございます。大雨、豪雨、それから強風、台風、それから地震等、災害がやはり近年頻発しております。そういったものに対して対応する職員、特に管理職の職員は非常に配備体制、早期の段階で招集されますので、そういった人間に対して手当をしたいというところが趣旨でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今回の議案につきましては、何ら反対するということではございませんけど、ちょっとどこで言えばいいのか分かりませんので、質問というより要望として述べたいというふうに思っております。

近隣市町村等と比較しますと、どうしてもうきは市の職員の給与体系そのものはやっぱり低いというふうに言われております。多分これは、完全にまだ解決されていない。特に久留米市等と比較すれば、うきは市の同じ年齢の職員であっても、給与は低いというふうになっているかと思えます。そういった意味で、人勧で変わる分については、これはどこの市町村も同じように変わっているわけですから、その格差というのは全く改善されないというのが現状ではないかなというふうにも思っております。

特に前回、一般質問の中で私のほうから言わせてもらいましたが、今、さらにうきは市の職員、特に管理職の皆さんにおいては非常に若返っております。そういった中において、管理職を10年ないしそれ以上しなければならぬというような状況の中において、うきは市の今、渡りについては、市長公室長以外は7級に渡ることができないというような状況にあるかと思えます。そういった中において、やっぱり今後、管理職をある程度、5年以上経過したら7級に渡られるとか、そういったものを、そういった渡り改正についてはなかなか人勧のほうでは出てきませんので、これは各市町村のほうの判断によるものが非常に大きいかと思えます。そういった意味において、今後、やっぱり管理職、長年ずっと6級を下がっていくということでは何ら魅力もないし、やりがいもなくなってくるのではないかなというふうにも思いますので、そういった渡り改善等についても——人勧のみ、毎年毎年人勧のみで変更するのではなくて、やっぱり十分に職

員組合等とも協議しながら、そういった格差是正、ほかの市町村との格差是正についてもやっぱり検討していくべきではないかなというふうに思っております。

そういったことをしないことには、優秀な人材はほかの市町村に取られていくというふうな状況にも将来なってくるかと思っておりますので、そういった点を踏まえて、人勸のみではなく、やっぱり全体的な給与体系についての見直し、これを図っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長でいいですか。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 野鶴議員おっしゃいますように、うきは市の給与体系につきましては、ほかの自治体と比べますとやはり若干低い部分はあるかと私どもも認識しております。特に在籍している職員、それから管理職になる職員等も含めまして、全体的にモチベーションが保てるような状況の仕組みといったものについては、私どもも日夜苦心して改正等を検討しているところではございます。今般、条例の中でも上げさせていただきませんが、定年の延長といったところも含めまして、総合的に人員の確保、それからモチベーションの確保等も考えていかなければならないと思っております。御提言ありがとうございます。

それから、併せまして申し訳ありません、竹永議員の先ほどの御質問の中で病気休暇、退職者の状況についてお尋ねがございました。10月末の段階で退職者が2名、それから休暇を取得している者が5名でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第73号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は可決することに決し

ました。

---

## 日程第12. 議案第74号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第74号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、議案書58ページでございます。

議案第74号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この案件につきましては、先ほどの議案第73号と同様に、本年度の人事院勧告等を踏まえ、自動車学校職員の給与の改定を行うために給与条例の改正を行うものでございます。内容につきましては、先ほどの一般職と同様の内容でございます。

なお、議案書の64ページにつきましては、最終面で附則の部分がございしますが、その第3条に、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の例による」との記載がございします。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第74号につきましては委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがひまして、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがひまして、議案第74号は可決することに決しました。

### 日程第13. 議案第75号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第75号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、議案書65ページでございます。

議案第75号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、66ページをお開きください。

改正点につきまして、大きく2点ございます。

1点目が、令和4年3月議会におきまして、既に御議決いただきました勤務1時間当たりの給与額の算出に係る改正につきまして、総務省の参考例に基づきまして、規則に委任する形の文言修正を行うものでございます。

それから2点目につきましては、期末手当に関する改定でございます。第16条及び第26条におきまして、会計年度任用職員の期末手当を規定する条文となっておりますけれども、支給率につきまして、現行の支給率より0.1月分の増額を行うものとなります。一般職につきましては、議案第73号におきまして、令和4年4月1日に遡及し改定いたしますが、会計年度任用職員につきましては、年度単位での任用という任用形態の違いなどを踏まえまして、令和5年度から適用する規定を設けるものとなっております。

附則につきましては、この条例の施行期日等を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表のほうは70ページから71ページにございます。70ページを御覧ください。

先ほども申しましたが、2点ございまして、1点目といたしましては第17条、それから第28条において、勤務1時間当たりの給料額の算出に係る規定について、規則への委任とする文言修正を行っております。

それから2点目としましては、先ほど申し上げました第16条と、それから第26条において、会計年度任用職員に係る期末手当の改定の取扱いについて定めるものとなります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先ほども少しお尋ねいたしましたが、まず1点目、会計年度任用職員で、任期途中で退職された方が本年度何名おられるのか。

それから、会計年度任用職員で、病休とか休暇とか取られている方が何人おられるのか。

そして最後に、この支給は来年度からということですがけれども、会計年度任用職員の賃金というのか、給与というのは、当初、会計年度任用職員制度が始まってから上がっているのか。勤務時間が少なくなったから上がってますと言われればそうかもしれませんが、年間収入として上がっているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） まず、2点ございました。

まずは、任期途中での会計年度任用職員、退職それから休暇等の取得についての御質問でございますが、大変申し訳ありません、会計年度任用職員につきましては、1年雇用とか半年雇用というのが原則ではございますが、諸事情につきまして、先方の御事情にもよりまして、期間が短くなりましたり様々な雇用形態がございます。一概に途中で退職されたかどうかというのは、私どもとしても把握していない状況でございます。休暇につきましても、申し訳ありません、ちょっと手元に資料がございませんのでお答えしかねます。申し訳ございません。

それから、支給の年収ベースでの従前から収入が増えたのかどうかという御質問でございますが、最終的には1時間当たりの給与単価というのは上がっていると思っております。それから、いろんな業務の習熟度ですとか、そういったものによりましてはベースアップ的なものもございますので、そういった面では、少し年月を置いていけば上昇するものと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 学校現場に関わらず、幾つかの現場からお聞きするのは、会計年度任用職員のいわゆる勤務時間が短くなったので、その分を正規職員で補っていかねばならない。いわゆる学校で言えば、子供に対するいろんな業務が過重になっている、あるいはサービスができなくなっているという声を聞いております。したがって、やはり毎年12月が給与改定等の時期でありますので、やはり会計年度任用職員であれ、途中での退職者数とか、あるいは病休休暇等とか、あるいは、単価は確かに上がっているのかもしれませんが、結局働く時間が短ければ年収としては減るのではないか。そこは常勤である職員が十分気をつけていかなければいけないことでもありますので、その点を今後把握する予定があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） いわゆる賃金の月額、日額につきましては、最低賃金等の絡み等もございますし、今般、一般職員の給与額、月額給が上がっておりますので、そういったものに連動といいますか。そういったものを勘案しながら、それから資格によってとかですね。いろんな、

どういったことで雇用されるというようなところもございますので、そういったところによって月額、日額を総合的に判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点目の質問で、会計年度任用職員が早く帰るということで、現場への負担過重はあってないのかどうか。これは再質問になります。

それから、以前であれば市役所なり学校なり、会計年度任用職員の要望者が多くて、要望書が山積みになっていたけれども、最近、防災無線を聞きますと、いろんな職種、特に会計年度任用職員職種の募集があっていますが、この会計年度任用職員の応募者数というのは、この制度が始まって増えているのですか、それとも減っているのでしょうか、それとも現状維持、今までと変わらないのか。

以上2点、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 失礼しました。まず1点目の、勤務時間が短くなることによって負担が過重になっているのではないかという辺りにつきましては、担当部署とも十分に連絡を取りながら、もしそういったところがあるようであれば、しかるべき対応をしていきたいと思っております。

それから、会計年度任用職員の応募につきましてですが、何分ちょっと比較する材料がございませんので、一概に増えた減ったというのは言えないところがございます。私どもの賃金の水準というところもいろいろ加味しなければならないところでもございましょうし、世間一般での雇用状況、非常に今、人手不足というような状況もあろうかと思えますし、いろんな要因があろうと思っておりますので、一概にこれが要因だということもなかなか言いにくいところではないかと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ教えていただきたいんですけど、この会計年度任用職員の方というとは遡及適用がないと、新年度から、これは1年契約というか、半年やら4か月やら、いろいろそういった人がおるからだろうと思うんですけど、会計年度任用職員以外の方が年度途中で辞めたときも、遡及適用しないのか。そこのところをちょっと教えていただきたいと。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 恐れ入ります、確認ですが、今の話は正規職員の件についてということですかね。正規職員につきましては、例えば、給与とは別に期末勤勉手当が支給される際の



基準日というのがございますし、例えば12月の期末勤勉手当等につきましては、その前、半年間の勤務状況等に勘案しまして支給するということになりますので、例えば、その退職されるタイミングによって支給状況が変わってくるというふうに承知しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ということは、もらわれない人もいると。基準で変わってくるということは、ゼロじゃないということですか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） いろんなケースがございます。例えば、休業を長いことされた後にお辞めになるケースとか、それから普通に勤務をされていて、途中で御事情により辞められるケースとか、そういったケースもございますので、通常勤務をされていてお辞めになるケースにつきましては、先ほど言いました12月1日の基準日の遡ること半年間の勤務状況によりまして、支給率が変わってくるというような状況になってまいります。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。3回目。

○議員（5番 組坂 公明君） 分かりましたけど、令和4年4月1日に遡ると令和5年の新年度からやったらですね、ちょっと違うのかなと思ったもので、幾らかでも職員の方が頂いているということであれば、会計年度任用職員の方もそういったところに合わせんといかんとやなかろうかという思いでちょっと質問させてもらったところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） いわゆる会計年度任用職員と、それ以外の一般職、私どもも含めたところでの一般職とでは、やはり雇用形態が根本的に違うと思っております。会計年度任用職員につきましては、年度の初めに1年間、このような雇用形態でこれだけのお給料で1年間お越しくださいという条件の下に行っておりますので、それから、例えば仮に配偶者の方がいらっしゃって、その方の扶養の範囲内で勤務されたいとか、そういったところ等々も含めまして、年度当初と計画が変わってくることも少しは関係しているところもございます。それ等々、いろいろ総合的に勘案しまして、このような取決めにさせていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 少し補足をさせていただきます。

会計年度任用職員の場合、先ほど総務課長が申しあげましたように、配偶者の扶養の範囲内で働いてある方も多くいらっしゃいます。そういった方たちが遡及によって扶養から外れるというケースが出てまいります。これについては、非常にそういった方にとっては不都合な話になって

くるというような状況も多く考えられますので、今回は令和5年4月1日からの適用ということになっているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今回の議案に直接関係することではございませんけど、会計年度任用職員制度がスタートしまして、ちょうど今年度で3年を迎えるのではないかなというふうに思っております。先ほど総務課長の話の中にありましたように、会計年度任用職員との契約そのものは1年1年で、年度年度でやっているということは十分理解しているところであります。当初の中で、たしか3年、継続して3年という部分があったのではないかなと、ということになれば、今年度でその3年が切れると。そういった方については、最大5年まで延長が可能であるというふうにも記憶しておるところなんですけど、そこら辺については特別な事情がある限りぐらいでしかなかったのかなというふうに思っております。

今の会計年度任用職員の今後の待遇について、再度、新規募集という形になるのか。ただ、そうなった場合に給与体系といいますか、そういった、たしか1年、先ほど回答の中で、やっぱりその人の実績とかいろんな経験を勘案して若干考えるというふうなこともありましたけど、それが全く、例えば来年度、3年経過して来年また採用されたとしても、ゼロからのスタートになるのか。そういったところの考え方について再度確認したいと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 会計年度任用職員につきましては、議員おっしゃいますとおり、今年で3年を終了するところでございます。一般的には、普通の一般的な事務の職員につきましても、ほかの専門的な業務につきましても、一旦やはり公募はさせていただきたいと思っております。その中で面接等を含めて採用を決めていく、雇用を決めていくというような状況になってまいります。例えば同じ方、3年過ぎられた方が翌年度も雇用されると仮定しますと、そのときの経験年数が加算される形になりますので、また一からのお給料の金額ということにはならないというふうに承知しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） ゼロからのスタートではないという回答をいただいて、若干安心したところではあるんですけど、逆に言えば、そういったところの基準というのはあるんでしょうか。例えば4年目になれば、じゃあ、幾らプラスになるのか。そのときそのときの思いで、じゃあ、あの人は幾らプラスにしようとか、そういうことじゃなくて、やっぱり1年目、2年目、3年目、そしてさらには4年目、新規ではあるけど4年、同じ職種に就いてもらったような方に

ついでプラスにするとかいうふうな部分、そこら辺の基準がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 4年目以降に雇用される方につきましては、その後、1年につき2号俸の上昇というのが2回繰り返されます。2年たてば4号俸ということになります。その4号俸まででの頭打ちということで、今のところ規定としてはなっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第75号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第60号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第60号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。補正予算書67ページをお開きください。

議案第60号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,943万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億704万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、73ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金7,883万1,000円の増額補正でございます。医療費の伸びに伴い、療養給付費及び高額療養費の増額に対応するため、普通交付金を増額するものです。2節特別交付金60万5,000円の増額補正でございます。令和3年度特定健康審査等負担金の追加交付金33万2,000円及び特別調整交付金の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当分27万3,000円です。

続いて、75ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金3,983万2,000円の増額補正でございます。令和2年度のコロナ禍における受診控え、その反動による令和3年度受診の増加、その後も見込み額を超える医療費となっております。6か月分の実績から年間分の療養給付費を算出して増額しております。

次に、76ページの2款2項1目一般被保険者高額療養費、18節負担金、補助及び交付金3,899万9,000円の増額補正でございます。高額療養費につきましても、増額の傾向で推移しております。特に高額な医療費の件数も増えており、実績額から1年分を見込んで増額しております。

次に、77ページの2款6項1目傷病手当金、18節負担金、補助及び交付金27万3,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症に感染された被保険者の増加に伴い、傷病手当金を増額するものでございます。

次に、78ページの5款2項1目保健事業費、18節負担金、補助及び交付金23万6,000円の増額補正でございます。はり・きゅう施術受診者の増加に伴い、およそ10%の240件分を増額するものでございます。

次に、79ページの8款1項3目国庫支出金等返還金、22節償還金、利子及び割引料5,610万4,000円の増額補正でございます。内訳としましては、過年度国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金返還金9万1,000円、過年度普通交付金返還金5,518万1,000円、過年度災害臨時特例補助金返還金34万3,000円、過年度保険者努力支援交付

金返還金45万6,000円、過年度退職分国民健康保険事業費納付金精算金3万3,000円、それぞれ令和2年度、3年度分の精算による返還金でございます。

次に、80ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費5,492万6,000円の減額補正でございます。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を総務課長に求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしく申し上げます。

補正予算書、お手元81ページを御覧ください。

81ページは、一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、給与費のうち、給料が31万7,000円、職員手当が37万7,000円、合計で69万4,000円。また、退職手当組合負担金が4万5,000円、共済費が34万3,000円の、いずれも減額でございます。いずれも人事院勧告及び人事異動によるものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） お尋ねします。3点ほどお尋ねします。

1つは、先ほど76ページですかね、高額医療が増えているということですが、具体的にどういった項目が要因となっているのか、分かっていたら教えていただきたいというのが1点目です。

それから77ページ、傷病手当についてですが、これについては申請件数及び認定された方、何人なのかを確認させていただきたいと思います。

3点目は、予備費の扱いについてであります。予備費5,492万6,000円減額ということになりますけれども、残り2,309万1,000円残るということですが、これは用途について何か考えているのかどうか、確認します。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3点御質問いただきました。

最初の高額療養費の関係ですが、その要因に関しましては、内容は現在のところつかめてございません。それで件数から申し上げますと、大体半年、4月から9月までの件数で、昨年度が2,260件ほどございましたけれども、今年度、それを上回る2,483件ということで、かなり件数的には増加してございます。

それと、傷病手当金の関係でございますけれども、本年度が11月末現在で15件、金額で43万1,862円給付を行っております。

それと、予備費の使用でございますけれども、予備費につきましては、急激な医療費の伸びであつたり、そういった部分にまた対応させるために予備的な予算ということで措置をしておるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） まず1点目、高額療養費についてですけれども、2,473件に増えているということですが、できればどういった内容、うきは市の保健医療費というのは高いというふうになつて言われています。高い水準にあると。保健課との連携も含めて、市民の方の健康診断だけではなくて、具体的な健康21計画の中で、病症についてやっぱりきちんと分析していつている関係もあるので、できれば、どういった件数がどういうふう伸びているのかということを経営として扱ってほしいというふうに思います。そういった点では、要望になりますけれども、中身については改めて確認をしていきたいというふうに思っております。

それから、傷病手当についてですけど、15件ということで今、伺いましたけれども、これは申請件数全部15件が認定されたということによろしいのかどうか、改めて確認します。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 2点御質問いただきましたけれども、高額療養費に係る各病状の関係の調査ということでございますけれども、なかなか病状まで確認できるかどうかというのを今後確認していきたいと思っております。

それと傷病手当にしましては、全ての申請を給付してございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねします。

79ページ、国庫支出金の過年度普通交付金返還金が5,518万1,000円と大変高額だと思いますが、その辺の説明をもう少し詳しくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、詳しくというのは具体的に言っただけませんか。ただ詳しくといっても、答えるほうは。ちょっと待ってください。

○議員（7番 竹永 茂美君） 5,518万円というのは、やはりかなりの高額ですので、例えば見込み額を多くしとったけれども少なかったということだろうとは思いますが、その辺の説明が全くなかったので、説明をお願いしたいということです。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 普通交付金の返還額ということですが、令和3年度の医療費等の療養費の支払い額が、年間で26億4,700万程度でございます。毎月1億8,000万から2億を少し超えるくらいの金額を支払いしております。そういった1億7,000万から2億少しということで、月ですね、3,000万から4,000万ぐらいの幅で増減をしておる状況でございます。そういった中で、とにかく支払いが滞ることがないように一定程度この普通交付金のほうでその予算を確保してございます。その精算で、今年度5,500万程度を返還させていただくということになってございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第60号については委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第61号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第61号令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。補正予算書の83ページをお開きください。

議案第61号令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,000万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、89ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款4項1目1節雑入88万7,000円の増額補正でございます。福岡県後期高齢者医療広域連合の令和3年度決算に伴いまして、事務費負担金の返還でございます。

続いて、91ページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項1目予備費89万5,000円の増額補正でございます。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。続きまして、補正予算書の92ページを御覧ください。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、給与費のうち給料が1万1,000円の増額、職員手当が7,000円の減額、合計で給与費が4,000円の増額でございます。退職手当組合負担金が2,000円の増額、共済費が1万4,000円の減額です。いずれも人事院勧告及び人事異動によるものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりましたが、ちょっと皆さんにお諮りします。時間がちょうど12時になろうとしています。このまま続けることで御理解いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 皆さんよろしいですね。あと2議題になってますので、このまま続けさせていただきます。

それでは、説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ござ



いませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は可決することに決しました。

---

#### 日程第16. 議案第62号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第62号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。よろしく申し上げます。

それでは、補正予算書の93ページをお願いいたします。

議案第62号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、99ページをお願いいたします。歳出。

1款2項1目10節、光熱水費として84万7,000円の増額補正のお願いでございます。これは、電力契約変更及び電気料金の高騰に伴います不足分でございます。

続きまして、17節、教習車等購入費が184万円の減額でございます。今年度、普通自動二輪車の買換えを予定しておりましたが、メーカーから教習用二輪車の製造予定が早くとも令和6年以降の知らせが入りましたため、減額しております。

次に、100ページをお願いいたします。

2款1項1目予備費に200万3,000円の増額補正を計上いたしております。これは、人件費の減額分と先ほどの光熱水費、教習車等購入費の調整分でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関して、総務課長、説明願います。吉松課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。お手元の補正予算書101ページをお願いいたします。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、給与費のうち給料が21万4,000円の増額、職員手当が158万4,000円の減額、給与費合計で137万円の減額でございます。いずれも人事院勧告等によるものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 直接予算に関わるかどうかと思いますが、今の説明の中で、普通自動二輪車の買換えというところで、令和6年以降でないと対応ができないというところの回答であったかと思えます。それから言ったら、99ページの今の現状で普通自動二輪車の講習が、今後2年間、あと2年間は買換えができないということですが、その辺についての対応としてどういうふうを考えているのか、その点だけ回答をお願いしたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 松竹学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 今、普通自動二輪車が、400ccが4台ございます。古いので、もう16年ぐらいたっております。そのほうを整備しながら、やっていくしかないと思っております。整備代がなかなかかさむものですから、こういった金額になっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点確認をさせていただきたいんですけど、給与の件でございしますが、給料が上がって手当が下がる——トータル的にですね、どういった現象なのか、これが人事院勧告でそげん、そんなになるということですかね。職員数も変わってないのに、そこをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） ちょっと人数が少ない職場ですので、増減が非常に目立つところではございますけれども、もともと令和3年度の当初予算を計上しましたタイミング、ちょうど1年前ぐらいになりますけれども、そのタイミングでは、まだ0.15月、期末手当の0.15月をマイナスしますよというところが最終的に決まってない状況で予算を計上しておりました。ですので、支給率としましては4.5月分を計上させていただいていたところでございます。それに加えまして0.15月分の減額を令和4年度の予算の分から差し引くと、減額するということ

になりましたので、そういった部分も含めて、職員手当の減額になっているというところがございます。

一方で給与につきましては昇給等もございますので、そういったところも勘案したというところになってこようかと思えます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は可決することに決しました。

---

### 日程第17. 議案第63号

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第63号令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。よろしくお願いたします。

それでは、予算書103ページをお開きください。

議案第63号令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和4年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、補正予定額628万3,000円、計14億506万6,000円。第2項営業外収益、補正予定額628万3,000円、計10億134万9,000円。

支出、第2款下水道事業費用、補正予定額4,643万5,000円、計13億4,890万円。第1項営業費用、補正予定額4,643万5,000円、計11億8,054万6,000円。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、補正予算（第1号）第3条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額3億7,144万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億7,144万4,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款下水道事業資本的収入、補正予定額120万円、計6億9,647万4,000円。第1項企業債、補正予定額120万円、計2億4,890万円。

支出、第4款下水道事業資本的支出、補正予定額1,801万6,000円、計10億6,791万8,000円。第1項建設改良費、補正予定額1,801万6,000円、計4億6,272万7,000円。

104ページをお開きください。

債務負担行為の補正。

第4条、債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

薬品費、補正後の限度額1,940万3,000円。

企業債の補正。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、浄化槽市町村整備促進事業、補正後の限度額530万円。令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

105ページをお開きください。

令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算実施計画。内容につきましては、11月24日の全員協議会で御説明させていただいたものとなります。

収益的収入及び支出。

収入、第1款2項2目他会計補助金628万3,000円の増です。物価高騰対策として、浄化センターの電気料金の一部を補填するものです。

支出、2款1項1目管きよ費3,000万円の増です。修繕費として、国道210号舗装工事に伴うマンホール蓋の高さ調整に係る費用となります。2目マンホールポンプ費120万円の増です。マンホールポンプ等の電気料金です。3目処理場費1,838万1,000円の増です。浄

化センターの電気料金が1,809万円の増、産業廃棄物搬出に係る委託料が29万1,000円の増になります。4目浄化槽費60万円の増、市設置の合併浄化槽の修繕費となります。5目総係費374万6,000円の減。人事異動等に伴う人件費関係です。

106ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入、3款1項1目企業債120万円の増。合併浄化槽の新設に伴う過疎債の借入れとなります。

支出、4款1項1目管路建設改良費1,801万6,000円の増。人件費関係が1万6,000円の増、また管路施設ストックマネジメント点検調査業務に係る委託料が1,800万円の増となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松です。続きまして、補正予算書の107ページを御覧ください。給与費明細書でございます。

会計年度任用職員以外の職員につきまして、職員数で1名の減、給与費のうち給料につきまして274万円、それから手当が46万3,000円、合計で320万3,000円の減額、法定福利費が25万5,000円の減額でございます。いずれも人事院勧告及び人事異動に伴うものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） それでは、幾つかお尋ねします。

104ページ、債務負担行為についてですけれども、薬品費というふうに書いてあって740万3,000円と極めてちょっと大きい金額になると思うんですけれども、この算定根拠をお示しいただきたいと思うんですけれども、内訳が分かったら教えてください。

それから、2点目ですけれども、収益的収入のところ105ページのところですかね。収入のところ他会計繰入金628万3,000円というふうになっているんですけれども、国からの負担金か何か財源が538万円あったと思うんですけれども、一般の90万1,000円というのがどの財源なのか、ちょっと確認をしたいと思いますので教えてください。

それから3点目が、管きよの3,000万円増ということなんですけれども、105ページかな。ですけれども、マンホールの高さ調整というふうには確か書いてあったと思うんですけれども、これ、何か所するのか。道路改良によってやっているんだらうと思うんですけれども、何か所ぐ

らいあるのかをちょっと確認したいと思います。

それからもう一つは、ストックマネジメントについてですけれども、ちょっとよく分からなかったんですけど、当初1,300万円上がって今回1,800万円ということなんですけれども、計画というのは確かあるのかどうかというのをちょっと把握できていないので、その辺をお示しいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今、岩淵議員からお問合せ、4点いただきました。

まず、債務負担行為の薬品費の関係からでございます。議案書の104ページの上段の第4条の債務負担行為の変更でございます。今回、当初1,200万円をお願いしておったところを1,940万3,000円ということで700万円ほど増額させていただきます。実質、来年度の薬品費の契約の予算となる部分でございます。まずは来年度の見積りを徴しますと、やはり物価高騰の影響か、高いところで3割程度値上げがなされておるところでございます。あと、薬品の使用料が処理水の増加に伴いまして増えていると、その辺り勘案してのちょっと大規模な部分でございますけれども、措置をお願いしたところでございます。

それから、2点目の繰入金のほうの628万3,000円の分でございます。一般会計から繰入金を頂く分が628万3,000円でございます。また来週になるかと思いますが、一般会計のほうの繰出しのほうの御予算でも御説明させていただきます。国からの交付金の全体像の中で、その調整額として議員おっしゃっていただきました差額の分については勘案されてるということで、財政のほうと伺っておるところでございます。

それから、3点目の管きよの3,000万円の分でございます。ページでいきますと、105ページの管きよ費の3,000万円の補正でございます。国道210号の舗装が大規模な舗装が予定されておりまして、52か所マンホールのほうがございまして、その部分の関係でございます。

最後に106ページの下のほうの管路建設改良費の委託料1,800万でございます。内容につきましては、おっしゃっていただきましたように管路施設ストックマネジメントの点検調査ということで、具体的には約600か所のマンホールの点検、それからマンホールの中にカメラを挿入いたしまして、そこの周辺の管の様子を点検するものでございます。社交金を活用させていただいてやっております。今年から実質3年かけてやっていきます。今年の社交金のほうが、入札減の関係で少し今年使える余裕が出てきましたので、来年にかけてやらなくちゃいけませんので、早期に発注させていただいて、やらせていただこうとしておるものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ということで言うと、ストックマネジメントのことについて確認ですけど、600か所のマンホールの点検を、これは全体が600か所ですね。来年度使うということで、どのくらいの計画、何年計画でこの600か所がどういうふうになるのかというのを教えていただきたいということです。

それともう一点、105ページの支出のところの総務費、たしか当初予算からすると1名減になっていますよね。なんですけれども、人的補充はされていないのかどうか、どうされているのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 2つ御質問をいただいた1つ目なんですけれども、すみません、最初の説明がごめんなさい、分かりにくかったと思います。実質、令和4年、5年、6年に向けて約1,800か所のマンホールの点検をしようとしております。今年度、既に500か所の点検を今、行っておるところでございます。当初、今、お話ししました660か所は来年度予定しておりましたけど、社交金のほうが使えるものが出てきましたので、今年度、早期に発注させていただこうということでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 先ほど1名減、職員ということでお話がございました。全体的な職場の人員配置の総合的な見直しの中で配置換えをしておりますけれども、特にこの減に伴った人員の補充はしておりません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 下水道関係の分は、下水道管理系の職員を4月から1名減員しております。その代わりとしては、建設課のほうに参事職を設けたというようなことで、この参事職が工務面をフォローするという形で、そのような人員体制を取ったところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） すみません、1点お願いします。

管きょ費のところで、これは私も山春小学校のところで舗装するときに、マンホールが下がっているのは市がすると、舗装は国交省ですね。そこを聞いておったんですけど、舗装が終わってまだ引っ込んでおる。大分引っ込んでおります、山一建設の前が。そのままにしているから、そこは要望等がないとしないのか。舗装するときには立ち会ってするのか、ちょっとそこんにきが心配になって、そのまま舗装が終わっておりますからね。言うとも気の毒でちょっと黙ってお

たら、今ちょっとその話が出たので、後でもするのであればちょっと点検してもらっていただきたいと思います。なぜかと言いますと、騒音が、がたと引込んでおると音がするという事で舗装も要望してお願いしたんですから、そのところを直ってなければ、再度手直しをしていただきたいと、お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 御指摘ありがとうございます。現場を見させていただきまして、また道路管理者のほうともまた相談してみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんでしょうか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず104ページ、先ほどの薬品費と関連すると思いますが、現状まだ含水率98%でしたっけ。で、糸島のほうに運んでいると思いますが、これは何か改善の余地がこの薬品等々を使ってあるのかないのか、お尋ねいたします。

それから、併せて福岡市の下水処理場が磷酸の肥料化等々ありますが、それはそういう計画があるかどうかというのが2点目です。

それから3点目、先ほど管きよ費で210号の大規模改修と言われましたが、いつ始まって、いつ頃終わって、場所はどこなのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 竹永議員からの3点の御質問です。

1番目の薬品の部分でございます。脱水をするときに、例えば硫酸というような化学物質を混ぜますと、水の脱水効果があるというようなことがありまして、この薬品を使わせていただいております。それで、おっしゃっていただきましたように、そういった化学的な部分でより含水率を少なくするようにしておりますけれども、特別この今回の予算によって、その効果が上がるとか、そういう部分はありません。

2番目の、その糸島に持っていった分とかの肥料の分なんですけれども、福岡市がやってらっしゃるような磷酸であるとか有機の肥料の部分とかというのは、大変先進的な取組だなどは私も考えておるんですけど、なかなか技術的なハードルもございますので、その辺りは、具体的な計画はございませんけれども、関心を持ちながら勉強させていただきたいなと思っております。

3点目のマンホールの部分なんですけれども、来年2月頃に舗装工事をされるというふうに伺っておりまして、場所は国道210号の御幸地区の東隈上の三差路信号がありますけれども、その少し東側の部分から、千足5丁目ですかね。下千足の三差路の信号がありますけれども、その約1.2キロの舗装を予定されておるということでございます。

以上です。



○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は可決することに決しました。

---

#### 日程第18. 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりでございます。会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡いたします。明日12月3日、12月4日は休会といたしまして、12月5日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上でございます。本日はお疲れでございました。これで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時31分散会

---